

\*\*2021年 4月（第9版）

\*2017年12月（第8版）（新記載要領に基づく改訂）

機械器具39 医療用鉗子

一般医療機器 鉗子 (10861001)

## 止血鉗子

### 【警告】

#### 〈使用方法〉

クロイツフェルト・ヤコブ病（CJD）の患者、又はその疑いのある患者に使用した器具を再使用する場合には、最新の国内規制、ガイドラインを遵守すること。

[感染予防のため]

### 【形状・構造及び原理等】

#### 〔形状・構造等〕

##### 1. 形状（代表例）



##### 2. 材質・組成

ステンレス鋼

### 【使用目的又は効果】

本品は外科的手術時に止血を行う際、患者の血管を非外傷性に把持、圧迫するために用いる医療機器である。

### 【使用方法等】

1. 【保守・点検に係る事項】に従い、使用に先立って洗浄・滅菌を行う。
2. 通常に従い操作する。
3. 【使用上の注意】及び【保管方法及び有効期間等】に従う。

### 【使用上の注意】

#### （重要な基本的注意）

1. 患者ごとに【保守・点検に係る事項】に記載する方法及び条件で、速やかに滅菌前の洗浄・注油・滅菌を行い、使用すること。
2. 本品を用いた処置により発疹、皮膚炎などの過敏症状又はアレルギー症状が現れた患者には、使用を中止し医師の診断を受けさせること。
3. 破折等の恐があるので、以下は行わないこと。
  - ①本品に対する曲げ・切削・加圧等。
  - ②粗雑な扱い。（キズをつける・落下させる・強い衝撃を与える等）
4. 薬液等が付着した場合、腐食する恐があるので速やかに清拭すること。

### 【保管方法及び有効期間等】

#### 〈保管の方法〉

##### ・保管の条件

1. 高温・多湿を避け、塵やほこりのない清潔な場所に保管すること。
2. 金属電位差を要因としたガルバニック腐食を防ぐ為、材質の異なる器具と一緒に保管しないこと。
3. 「もらいさび」を防ぐ為、以下のことに注意すること。
  - ①鋒びている器具と一緒に保管しない。
  - ②化学薬品と一緒に保管しない。
  - ③滅菌器、保管庫等の内部に発生する鋒びに注意する。
4. 変形の原因となるので、トレー・コンテナによる移動及び保管は丁寧に行うこと。なお、トレー・コンテナを使用する際は重い器具を載せないこと。

### 【保守・点検に係る事項】

#### 〈使用者による保守点検事項（日常点検）〉

1. 〈洗浄・注油・滅菌の方法〉で指定する方法及び条件で、患者ごとに滅菌前の洗浄・注油・滅菌を行うこと。
2. 使用前に以下について点検すること。
  - ①外観に汚れ、破損、ヒビ、キズ又は腐食等がないか。
  - ②各部品（可動箇所）の内部に汚れ、ヒビ又は腐食等がないか。
  - ③各部品の動きに異常はないか。

#### 〈洗浄・注油・滅菌の方法〉

1. 本品の洗浄等を行うにあたり、弊社発行の『インストルメントの洗浄・滅菌ガイドブック』又は弊社ホームページ(<http://www.ydm.co.jp/>)のメンテナンスに関する項目も参照のこと。
2. 血液・体液・組織片、薬品等により汚染した器具は、汚染物質が乾いて固着することを防ぐ為に、使用後直ちに以下の手順で洗浄・滅菌を行うこと。汚染物質を付着したままにしておくと、除去しにくくなることがある。
  - ①関節部を開く。
  - ②超音波洗浄装置・ウォッシャーディスインフェクター等の洗浄装置で洗浄する。
  - ③本品を乾燥させる。（水分が残っていると鋒や滅菌効果低下の原因となる恐れがある）
  - ④関節部に「インストルメントオイル（別売）」等の防錆潤滑油を注す。

※防錆潤滑油を注すまでは開閉しないこと。（油分がない状態で開閉するとカジリの原因となる）

- ⑤オートクレーブ滅菌器を用いて滅菌する。
3. オートクレーブ滅菌器は使用状況・期間等により、庫内に汚れが付着している場合がある。汚れが付着したままオートクレーブ滅菌を行った場合、器具ヘシミが付着する恐れがある。庫内が汚れた状態にならないよう、滅菌器の添付文書又は、取扱い説明書に従い、定期的な清掃を奨励する。特に、チャンバー蓋パッキンやエアフィルターは定期的な交換が必要となる場合がある。

## 〈洗浄・滅菌上の注意〉

1. 次の薬剤は、金属腐食を起こす恐れがあるので、使用しないこと。（次亜塩素酸ナトリウム、ホルマリン、ボビドンヨード、フェノール、グルコン酸クロルヘキシジン、塩化ベンゼトニウム、塩化ベンザルコニウム、過酢酸、電解酸性水）

※素材への影響度が添付文書等によって確認できない場合は、薬剤の製造販売元に確認することを推奨する。

2. アルコール等の薬剤を用いるオートクレーブ滅菌は、金属を腐食させるので行わないこと。
3. プラズマ滅菌は、素材に影響を及ぼすので行わないこと。

## ＊＊4. 洗浄の際は以下に留意すること。

①家庭用洗剤は、デンプン等食品汚れを落すために開発されたものであり、血液中に含まれるタンパク質に対しての洗浄効果は期待できない。また、着色料や香料が含まれる為、それらの残存物が金属を腐食させることがあるで使用しないこと。洗浄には、医療用防錆洗浄剤を使用すること。

②腐食（錆び）等の原因となるので、磨き粉や金属ウル・金ブラシを使用しないこと。

③ウォッシャーディスインフェクター等の洗浄装置等を使用する場合には、節水や時短プログラム等を使用すると付着した汚れ・洗浄液等が落ち切っていない場合がある。各メーカーの取扱説明書等を必ず参照し、すすぎを確実に行い、汚れ等を除去すること。

5. オートクレーブ滅菌器を取り扱う際は以下に留意すること。

①出来るだけ精製水（純水）を使用する。水道水を使用すると、塩素イオンの影響で器具が腐食することがある。

②乾燥温度及び庫内温度に注意する。

③ヒーター近傍に本品を置かない。（表示温度より高くなる場合がある）

④庫内が高温となる恐れがある場合には、予熱乾燥を行う。高温の乾燥は、器具が変質又は変色、劣化、破損等することがある。

⑤洗浄やすすぎが完全でない状態、又はオートクレーブ滅菌器のチャンバー内に水垢が付着している状態のままオートクレーブ滅菌を行うと、器具に焼き付きが発生する恐れがある。

6. 洗浄・滅菌後は、本品に付着した水分を除去し、十分に乾燥させてから保管すること。水分が付着したまま長時間放置すると、錆び、シミ等の原因となることがある。

## 【製造販売業者及び製造業者の氏名又は名称等】

製造販売業者名：株式会社YDM

住所：〒355-0042

埼玉県東松山市今泉28

電話番号：0493-24-3388

ファックス：0493-24-0703

ホームページ：<http://www.ydm.co.jp/>